

# ガイドラインの発行にあたり

## ガイドラインの目的

災害は、「いつ発生するのか」「どのくらいの規模か」など予測が極めて困難です。このため、各自治体は過去の大規模災害などの課題を踏まえ、地域防災計画や法令に基づき防災対策を進めています。

しかし、各自治体における課題は山積みで、その対策が全ての住民に対応できるものではありません。その中で、県生活衛生課ではこのたび「ペット同行避難」という課題に対するガイドラインを発行することとしました。一方で・・・

自治体担当者



ペットの同行避難は、市にも問い合わせが多いですね。ペットのことも考えないといけないのはわかりますが、まだまだ人への対策で精一杯なところもありまして…なかなか手が回らないのが現状です。

ペットも助けてあげたいですが、避難所には動物が苦手な方もいらっしゃいますし…  
発災直後は避難者の対応で手一杯、ペットまで目が届きません。  
台風の際は、ペットの管理場所が浸水の恐れもありましたね。

避難所管理者



避難所の運営に関わる方が本ガイドラインをご覧いただくと、多くの方が上記のようにお考えになるかもしれません。

市町村が開設する避難所は、様々な方が避難する場所であり、特に大規模災害では避難者が長期間ともに生活を送る場所ともなります。避難所運営について様々な課題がある中で、ペットの対策は必要と思いつつ先送りになってしまうのが現状かと思われれます。

しかし、過去の災害では、避難所のペット受入れ体制が整っていなかったことで、次のような被災事例がありました。



発災時にペット同行避難ができるかわからず、ひとまずペットを自宅において避難。  
ペットを迎えに家に戻った飼い主が二次被害に遭遇した。



避難所のペット管理を心配した飼い主が自家用車に避難。  
長期化する車中生活により熱中症やエコノミークラス症候群の発症するなどして亡くなるケースもあった。



東日本大震災では、ペットを連れて避難できないとの情報から飼い主がやむを得ずペットを外に放した。  
これにより群れた犬が放浪し、繁殖により猫が激増するなど、特に災害からの復旧時に支障をきたした。

本ガイドラインを作成した埼玉県生活衛生課は、ペットの適正飼育など動物愛護に関する業務を行う部署ですが、本ガイドラインはペットの救助を主目的として作成したものではありません。

近年では、ペットを家族の一員として飼育される方が増えており、多くの飼い主は災害時にペットを連れて避難したいとお考えです。しかし避難所にペットを連れて行ってよいかかわからず、飼い主が避難を躊躇したことで被災し、そして住民を救助するための動員が必要となったほか、災害からの早期復旧に支障をきたす例もありました。

我々としてはペットも助けたい、しかし飼い主がいなければペットは幸せになれません。各自治体において様々な災害対策を進めるなかで、我々の取組がひとりでも多くの住民を救う一助となることを目的として本ガイドラインを作成しました。

## ガイドラインの方向性

各自治体は地域防災計画等に基づき災害対策を進めています。しかし大規模災害では行政自体の機能が麻痺する可能性もあり、近年では行政機関が取り組む **公助** だけではなく、住民自ら災害に備える **自助**、地域やグループで防災に取り組む **共助** を充実させていくことが重要との認識が高まっています。

ペットの防災対策でも、平時に飼い主がフード等の備蓄を進めておく「自助」と地域の飼い主同士が協力できるような「共助」、そして自治体が避難所の受入れ体制を整備していく「公助」をうまくかみ合わせる事が重要と考えています。

## ペット防災の自助・共助・公助（イメージ）



本ガイドラインでは、公助の部分として避難所のペット受入れ体制について示すとともに、共助の部分として飼い主同士が協力して避難所のペット受入れを進めていく「**スターターキット**」についてお示ししました。スターターキットとは、避難所のペット受入れに必要な **資材** や **説明書** をまとめて避難所に保管しておく取組です。避難所に最初に避難した飼い主らがペットの受入れを自主的に始められるようにするもので、**防災訓練などで飼い主がキットの扱いに慣れておけば、災害時に避難所管理者は人の受入れに集中できるようになります。**

情報が足りない点がありますが、ぜひ本ガイドラインを各自治体の避難所におけるペット受入れ体制の整備にご活用いただければ幸いです。県では、自治体を実施する防災訓練も支援しており、新たな知見と実践を積み重ねる中で、ガイドラインを逐次バージョンアップしてきたいと考えています。